



平成 24 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイレックスコーポレーション
代表者名 取締役社長 寺 浦 實
(コード番号 7279 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役 中 野 充 宏
(TEL 0797-85-2500)

新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、当社取締役等の報酬について、当社の株価や業績への連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有することにより、当社取締役等の株価上昇、業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役及び当社執行役員に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することとしております。

これに基づき、本日開催の当社取締役会において、社外取締役を除く当社取締役及び当社執行役員に対し、下記のとおり株式報酬型ストック・オプションを付与することを決定致しましたのでお知らせ致します。

記

第 1 新株予約権の内容

1 新株予約権の名称

株式会社ハイレックスコーポレーション第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2 新株予約権の総数

21,026 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

3 新株予約権と引換えにする払込みの期日（以下「払込期日」という。）

平成 25 年 1 月 15 日

4 新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額

割当日である平成 25 年 1 月 15 日における諸条件に基づき、ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した公正価格とする。

5 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、普通株式 1 株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合、当社は次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 1 月 16 日から平成 65 年 1 月 15 日まで

8 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取

締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として本新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10 新株予約権証券

本新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しない。

11 新株予約権の行使に対する株式の交付

本新株予約権が行使された場合、当社は、その目的である数の当社普通株式を本新株予約権者に対して新たに発行し、又は当社の保有する自己株式の中から必要数の株式を本新株予約権者に移転する。

なお、新株発行によるか自己株式の移転によるかについては、当社の裁量判断による。

12 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の増加する資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、本新株予約権の行使により、自己株式を交付するときは、資本金及び資本準備金への組入れ額はない。

13 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当てを受けた本新株予約権者は、上記 7 の期間内において、取

締役又は執行役員を退任した日の翌日から 10 日を経過するまでの日に限り本新株予約権を行使することができる。

- (2) 本新株予約権者が自己の責めに帰すべき事由により解任されたことにより取締役又は執行役員の地位を喪失した場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該本新株予約権者の本新株予約権を無償で取得又は当該本新株予約権者の行使しうる本新株予約権の数を制限することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡したときは、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から 3 か月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (4) 本新株予約権者について、法令又は当社の内部規律に違反する行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第 423 条第 1 項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合を含むがこれらに限られない。）又は本新株予約権者が当社と競合関係にある会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問若しくはコンサルタントとなった場合など、本新株予約権付与の目的上、本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、当社は、取締役会の決議によって、当該本新株予約権者の本新株予約権を無償で取得又は当該本新株予約権者の行使しうる本新株予約権の数を制限することができる。
- (5) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当個数の全部又は一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権の行使は、割り当てられた本新株予約権の個数の整数倍の単位で行使するものとする。

14 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一とする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編後行使価額に上記iiiに従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られた金額とする。再編後行使価額は交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- vi 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記12に準じて定めるものとする。
- viii その他の行使条件、取得事由等については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

第2 割当日及び割当予定者

1 割当日

平成25年1月15日

2 割当予定者

当社取締役5名及び当社執行役員13名

第3 報酬請求権との相殺

新株予約権にかかる払込みについては、払込期日において、割当予定者に対しそれぞれが割当てを受ける本新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与し、同日、金銭による払込みに代えて当該報酬請求権をもって相殺を行う方法によるものとする。

ただし、かかる報酬請求権の付与は、割当予定者が当社との「新株予約権割当契約」を締結することを条件とする。

以上